



● ● ● LED照明、単独設置ではエネ革・ ● ● ● グリーン投資ともに適用不可 ● ● ● 節税効果ならエネ革有利も、グリーン投資より2設備多く設置必要

節電対策として、LED照明を導入する企業が相次いでいる。

LED照明は“省エネ税制”であるエネ革税制、グリーン投資減税の両税制の対象設備の1つになっているが、LED照明を単独で購入・設置しても、これらの税制の適用を受けることはできないので要注意だ。

これらの税制の適用を受けるためには、エネ革税制で6つ（LED照明含む。以下同じ）、グリーン投資減税で4つの設備を同時に設置することが求められる。節税効果という点では、即時償却が認められているエネ革税制が有利だが、エネ革税制の方がより多く設備の設置が求められる点も、制度選択の判断材料とする必要がある。

両税制の併存により疑問が浮上

今夏、節電のためにLED照明を導入する企業が相次いでいるが、その際に検討したいのが、“省エネ税制”であるエネ革税制もしくはグリーン投資減税の適用だ。

そもそもエネ革税制は、その後継措置である「グリーン投資減税」の創設に伴い、平成23年6月30日（つなぎ法により3月31日から3か月延長）をもって期限切れ⇒廃止される予定だったが、エネ革税制が法人税課税ベース拡大の対象の1つであったことから、両税制が併存することになった（本誌408号7頁参照）。これにより、LED照明導入にあたりどちらの税制を選択すべ

きかという問題が生じている。

節税効果だけをみれば、即時償却が認められているエネ革税制の方が有利なのはいうまでもないが（グリーン投資減税は「30%の特別償却又は法人税額（所得税額）の7%特別控除（中小企業のみ）」）、エネ革税制の適用を受けるには、グリーン投資減税より多くの設備投資が必要になる点、注意が必要となる。これは、エネ革税制、グリーン投資減税ともに、LED照明を“単独”で購入・設置しただけでは、適用を受けることはできないからだ。

LED照明についてグリーン投資減税の適用を受けるためには、LED照明装置を含め、高効率空気調和設備、高断熱窓設備、高効率機械換気設備（平成23年財務省告示第219号、別表三第1～4項）の4つの設備を同時に設置する必要がある（措令27条の5の2③）。一方、エネ革税制の適用を受けるためには、これら4つの設備に加え、交流変周波数制御方式エレベーター、高効率給湯設備という2つの設備（平成4年大蔵省告示第57号、最終改正平成23年財務省告示第235号、別表五第1～6項）も設置する必要がある（措令27条の5⑧）。

すなわち、エネ革税制ではグリーン投資減税より2設備を余分に設置する必要があり、節税効果のみならず、その設備投資コストを考慮したうえで、いずれの制度を採用すべきか判定することになる。